



| | |
|------------------|---|
| Title | 三段論法の必然性の解明 : 於・H・コーヘン「純粹認識の倫理学」 |
| Author(s) | 星名, 雪子; Hoshina, Yukiko |
| Description | |
| Citation | 哲学, 35, 1-19 |
| Issue Date | 1999-07-18 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/48003 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 35_1-19.pdf |



三段論法の必然性の解明

於・H・コーヘン『純粹認識の論理学』

星名雪子

1 前言

純粹認識の必然性は因果性の必然性である、とコーヘン Hermann Cohen (1842-1918) は主張し、推論、推理の必然性を別種のものとして区別する。この推理法に対しては種々の誤解が生じており、その結果、三段論法は本来はそれに帰せられる筈のない幾多の名譽毀損を被っている。この様な誹謗中傷は三段論法に対する誤解を根絶することによって払拭できらるであろう。コーヘンはこの意図の下で、『純粹認識の論理学⁽¹⁾』第四級の判断「方法論的判断」の第三判断「必然性の判断」それに続く「推理法」に於いて、三段論法の根底にある思想の捉え直しを計っている。本論文ではコーヘンのこの意図に沿って内容を概観しつつ考察を進めたい。

2 三段論法に対する誤解

三段論法に対して浴びせられる批判は如何なるものであろうか。主要なものをあげると第一に大前提に対する誤解、そ

して推理⁽²⁾が形式的であるという批判である。

初めに大前提に対する誤解から説明して行きたい。この誤解はかなり広範に影響を与えており、致命的とも思われる状況を呈している。それは大前提を帰納の結論であると見做す誤った見解に発する。帰納の結論は蓋然的なものであるから、それが大前提であるとしたら大前提が蓋然的なものに基いて成立しているという事になり、それ故に三段論法の結論として推理自体の必然性に対する疑念が生じるのも当然なことであろう。更に大前提が全称判断の形で表わされている事が誤解を喚起するとコーヘンは指摘している。全称判断に関しては、仮令それが帰納によるものであっても、或いは帰納によるものであれば尚更、その正当性は疑問視されている。というのは帰納は完全枚挙によらず、幾つかの事例から得られた観察を同種の全ての事例に適用して全称判断の形で呈示するからである。それで大前提の全称判断が帰納によるものであるという誤解が生じるのである。この点が帰納に対する攻撃の要塞として利用されている。しかし帰納に対する論難が三段論法の大前提にも向けられるというのは全くの見当違いなのである。全称判断は誤解を喚起するが、全称を量的な全とは解さないというのがコーヘンの所説の方向である。「全てのSはPである」に於いて「全ての」は総体としてのSを示すのではなく、各々のSについてPであるということが例外なく妥当するということを示す。しかも各々のS全てに関して経験的に個々に確認するという手順を経るのではなく、普遍的にSにはPとの関係が存在しているという意味で例外なく妥当するのである。それでコーヘンは大前提の全称判断の形を批判し、更に「SはPである」をも「SはPに対するxである」というように意味を限定している。この点についてはこれ以上の言及はせず、後で再び取り上げることとする。

次の大きな誤解は、三段論法の遂行する推理が形式的であり、結論も新しい内容をもたらさないという思い込みである。三段論法の中で他の推理の根底となる定言的三段論法に於いて、この誤解が究明されている。それは第一に定言的三段論

法を包摂推理と解することに原因がある。包摂は定言的三段論法を大小対当に墮落せしめるとコーヘンは言う。定言的三段論法が、特殊が普遍に包括されるといふ關係から理解される場合には、全ての概念をそれに下屬せしめるような最も普遍的な概念が想定されるであろうが、コーヘンはそのようなものを容認しない。定言的推理は個別を普遍の中に包摂しようという意圖から行なわれるのではない。大前提の呈示している内容は種を類に包括するものではない。推理内容も全称判断と特称判断の包摂による結合ではない。包摂推理と見做される事は、取りも直さず形式的であるという批判に通じるのである。

定言的三段論法を包摂推理と見做す捉え方には、大概念と小概念を媒介する媒概念に関する誤謬が潜在している。この概念をコーヘンは特殊性と称している。これは量的なものではなく、また「いくつかの」*eine Dinge* によって示されるものではない。特殊性と普遍及び個別との關係は包摂關係なのではない。もしも大前提と小前提がそれぞれ包摂關係を指定しているのであれば、結論はそこから形式的に導出されるだけであるが、両前提に於ける特殊性はそのようなものではない。大前提に於いては「全てのS」は不適切な表記であるが、「いくつかのS」もまた誤りである。これらが、大前提を帰納によるものと見做す誤解に基くといふのは言う迄もないことである。

これらの誤解は帰納に対する過剰な期待が原因である。帰納の結論のような蓋然的な結論を推理の前提として置いておくとしたら、その結論は決して必然的ではない。これによつて、三段論法の前提から推理を遂行する事それ自体、即ち演繹が不当に貶められるのである。演繹は三段論法と同一視されることが多く、それ故三段論法に対する批判は演繹にも向けられる。しかも演繹の有する利点は結論の必然性であるのに、この利点でさえ大前提に対する誤解によつて壊滅的にされてしまうのである。この誤解はそれ故に、三段論法から推理の必然性を奪うものなのである。

3 帰納に対する誤解

ところで、コーヘンが強調している種類の必然性とは如何なるものであろうか。言う迄もなく論理の必然性であるが、コーヘンは二種類の必然性を区別している。一方は、純粹認識の動機であり全ての判断種類を一貫するもの、ア・プリオリとしての必然性である。これは思惟の発端、根底付けに関わるもので範疇の選出に関わる。この種類の必然性をコーヘンは、純粹認識の中で必然性の役割を果たすもの即ち因果性と規定する。そして因果性に存する必然性は純粹認識一般に内在する一般的必然性であるに過ぎないと言う。これは函数に於いて意味を持ち、学的構造の方法である。しかし探究の方法はこれとは異った方法を採用するのであって、ここで指導的な必然性を明確にすることをコーヘンは意図している。探究に於ける必然性は、思惟の過程、発展、結果に関わる。

『純粹認識の論理学』の内容について説明を加えると、「思惟法則の判断」「数学の判断」「数学的自然科学の判断」は素朴的判断と称され、それらは学的構造の方法である。「方法論の判断」は批判的判断であり、探究の方法を論じている。この後者に於ける必然性がここで説明されるべきなのである。

この必然性がどのようなものであるかということは先に述べた三段論法を巡る問題に於いて、帰納と演繹の関わりを考察することを通じて解明されるであろう。定言的三段論法の大前提に対する誤解を招いているのは帰納に対する誤解である。それ故に帰納自体に関する誤った見解を指摘しておく必要がある。

帰納の権限が過大に評価されている点が第一に指摘されている。帰納によって物事を始めることは全く倒逆したことであり、コーヘンは主張している。帰納は個別を蒐集して普遍を得るものと考えられているが、それは「前提とする原理の意識を持たない帰納を単なる数え上げによる帰納であると嘲笑した(S. 53)ベーコンによっても攻撃されている。「個別

から個別へと移行し、常にただ個別に固執しつつ、しかも、個別の倦ざる蒐集はやがて普遍をもたらすであろうという希望を失わぬ所の前提なき探究の進行〔SS. 534-535〕を帰納に帰属させようとするのが、帰納に対する一般的な見解である。ここにも言及されているが、前提とする原理を持たない帰納、前提なき探究という語が示すように、帰納は前提なしで始めることは不可能であるにもかかわらず大前提に帰納を関与させることによって、恰も帰納が認識の根底を成すかのような錯覚が引き起こされているのである。コーヘンによれば、公理をも経験的凡庸化即ち帰納に基くものとして認容した人々も存在した〔S. 572〕。それ故、結論の必然性の欠如を初めとする帰納の全ての問題は、帰納に対する過剰な期待から由来するものであり、これが帰納自体をも毀損していると言い得る。

帰納は普遍的判断をもたらすことを目的とするのではない。個別を多数集めて共通点を探し出し概念的に抽象化することとは抽象作用が遂行している。帰納を抽象作用の一種であると考ええる見解では、個別を数例観察して得た判断から普遍的判断へ敷衍することの正当性が問題にされるが、コーヘンはその見解を採らない。それは帰納本来の関わる問題ではない。「帰納は、演繹がその確実なる舵を持つていたのに対して、不確実な普遍への航海となった。寧ろ人々は、演繹の明白な確実性に不信の念を抱き、行きあたりばつたりの航海に満足したのであった」〔S. 574〕。この箇所では、演繹と帰納に対する評価に注目が払われている。帰納は普遍に至る為の鍵を持たないのに普遍を獲得するように要請され、その挙句に結論が不信の目に晒されるのである。帰納は個別を普遍に包括させるものではないということを確認にしない限り、帰納に対する誤解はなくてはならないであろう。

帰納は前提とする原理なしでは始まらないということの意味は、通常理解でよいのであろうか。或る原理や概念に基いて個別が蒐集されることが帰納なのであろうか。前提とされるものの有無にかかわらず、個別を集めて共通性を発見するのが帰納なのではない。この方向で考える限り、帰納は完全枚挙の問題に煩わされ、その点を衝かれ貶められるのであ

る。この方向では帰納は確実性も必然性も共に疑問に付される。また、帰納の結論は妥当か非妥当かが問題なのであって、必然性は問題にならないと言われることもある。これらの見解は皆、量的な面から個別と普遍を捉え、前者から後者への敷衍のみを組上に載せている。帰納を巡る従来の議論の環境に於いては、必然性という概念がこれに関わること自体が領域侵犯的であると考えられるかも知れない。

ところがコーヘンは、これら全ての見解と決定的に対立し全く異なった解釈をするのである。帰納に対する批判は一般的には、帰納として理解されている思考方法が有する曖昧さに向けられている。しかしコーヘンは帰納をそのようなものとは考えないのである。抽象作用に類するものとは考えないのである。それではコーヘンの見解はどのようなものを解明して行きたい。定言的三段論法を包摂推理と捉えることが誤解の源であるという指摘に関連するのであるが、「SはPである」はSがPに包括されることを示すのではなく、SはPに対するxであって、xという課題に対する解答がPなのである。Pの外延にSが含まれるのではない。そうではなく、或る個別が媒概念によって一般化され、それが普遍であるによれば、ソクラテスは帰納を普遍への導入⁽³⁾と解したということであるが、コーヘンはソクラテスの見解を独自に解釈し、個別を普遍によつて概念的理解可能なものにするのと解しているのではないだろうか。それ故に、個別が探究の対象として重視されていることは当然である。また「個別は必然性の出发点である」(S.507)とされており、更に「必然性のみが個別と普遍を法則の連関の中へ持ち来たり得るといふ大いなる結論」(S.526)にコーヘンは到達する。帰納が上に述べたようなものである時は、必然性がそこに関わって可いのではないだろうか。

通常は帰納を演繹と対立したものと考え、演繹と推理(三段論法)が同一視されるが、コーヘンはそれを前述の如く誤った見解であると言うのである。コーヘンは通常の見解とは異つて、「帰納の意味は、帰納もまた一種の推理であるこ

と、即ち演繹の一種と考えることにある〔S. 53〕という捉え方をする。また「帰納が共に行なわれる時にのみ、演繹は問題となり又行なわれる」〔SS. 520-521〕と述べている。コーヘンの考える所によれば三段論法は演繹のみで形成され得るのではない。しかし帰納がこれに関わる仕方は帰納の僭越な方法によるものでもなく、また嘲笑されるべき方法によるものでもない。前段落で言及したように個別と普遍の法則的連関に関わる仕方によるのである。そして純粹認識の必然性とは別の必然性がそこで関与してくるのである。帰納は一般的には必然性は要求されないが、個別に関わって認識を拡大し、また探究の成果を取り入れることができるのはコーヘンの見解による帰納である。ところで、帰納はどのように演繹の一種と考えられているのであろうか。「帰納は自らに演繹を含む」〔S. 51〕のであろうか。もしそうであるならば、「全く帰納は演繹を吸収してしまうかも知れない。その場合ただ演繹はその活力を失ってはならない。この論争に於いては、それを巡ってそしてそのことが問題なのである。それ故に帰納に関係する紛糾は同時に演繹へも関係する。二つの方法は互に緊密な関係にある」〔S. 513〕。帰納が演繹の一種としてどのようなものであるかに關しては後で述べる。

帰納に対する過大な期待と、それによる定言的大前提への誤解は、上に述べたような状況である。

4 公理の重要性

定言的大前提が帰納の結果ではないことは明らかにされたが、それでは一体、それはどこから出てきたのかという問題が生じる。

定言的大前提に対する取り違いが三段論法の不評の最大の源であるが、コーヘンはこの問題を公理という視点から解決しようと試みている。公理は必然性の典型とされ、「それが証明すべからざるものである」という事は屢々一つの欠点であ

ると解せられる。……然しながら、仮見かけ上にもせよ既にかくの如く証明を渴望するという事は論理学的未熟を表わしている(4)。それは既に仮設としての理念によつて解決されている筈である。ユークリッドは、もしも彼がプラトンの仮設の意味を理解していなかったならば、彼の公理を恐らく立てはしなかったであろう。公理が必然性を持つというのは、この必然性がその公理が表現する所の内容に内在しているからではなく、その公理が新しい内容をもたらし得るからである。必然性は作為的である[SS. 547-548]と述べられている。しかし公理が直ちに定言的大前提なのではない、というのは公理から定理が導出される過程は決して三段論法に於いて演繹されることと同一ではないからである。公理は確かに一法則であり定理もまたそうであるが、更に探究の法則としての自然法則が存在していなければならぬ。これは「力学的原理又は純粹認識の意義に於ける普遍的自然法則からは方法的に鋭く區別される」[S. 550]。この自然法則によつて定理が導出され、探究が内的に連関させられるのである。法則も因果性と混同され易い概念である。法則の概念を完成するのは自然法則であつて、純粹認識、公理はその予備の意味に過ぎず、それらからの導出も演繹の問題ではないと、コーヘンは述べる。この自然法則を生産する判断として必然性が指定される。

個別的定理は定理としては自然法則の価値を持ち、個別的法則としては個別との連関、従つて帰納の関心を保持する、と言われている。前者の場合は自然法則の普遍性に光が当たる。他方、後者の場合は個別に焦点がある。個別的法則は「經驗的」という不評を被っているが、探究を發展させる為には經驗の拡張が課題となる。經驗的法則は普遍的法則との連関にありながら、しかも個別に固執する。個別的法則として定理は、その必然性を個別と普遍を媒介するものによつてゐる。その媒介的な働きをするものが個別と普遍にそれぞれ関わつてゐるのである。それで、一方は普遍を含んだ判断、他方は個別を含んだ判断が、一法則の両側に分岐して現われる。これら二つの判断が三段論法に於いて大前提と小前提となる。結論は公理から導出された定理以外ではあり得ない。従つて、公理はやはり大前提ではないが、三段論法に対しては仮説

として大前提の一端に接するものであろう。この大前提と小前提から結論が導き出される所に演繹が働いている。コーヘンは、諸判断の組み合わせに於いて「最も内密なる結合、即ち演繹」(S. 527)が働くという表現を使用している。公理から定理が導出される過程は探究である。それを証明するのが三段論法、演繹に司られた推理である。演繹に備わる必然性は、定理が分析された後に再び総合される過程に関わる必然性であらう。

公理は推理の前提であつて、推理式に於ける大前提ではない。「公理は、それが他の命題に対する証明の根底を含むが故に必然的である。そして他の諸命題が正しくあり、必然的なるものとして推理せられる限りに於いてのみ、公理それ自身も必然的である」(S. 568)。これは循環論法ではないかという批判に対しては、根底付け Grundlegung としての必然性によって説明している。根底付けによって意味されるのは、仮説としての公理である。従つて仮説から導出された定理が三段論法によって証明されるなら、仮説は正しいのである。

5 特殊性または媒概念

三段論法に於いて普遍と個別を媒介するものである「特殊性」とコーヘンが呼ぶ媒概念は最も重要な鍵である。特殊性は Mehrheit を意味するのではなく、特称的判断に関わるものでもない。個別に対する普遍の意義を明らかにするために、特殊が新たな範疇として必要とされる。ところがこの特殊も「いくつかの」eine Einige として方式化されることによつて犯される誤謬によつてその価値を貶められている。この誤解は普遍に対する誤解に基く。普遍を量として捉える、何の現実的価値もない「全ての S」は普遍性を損うが、これが特殊性の価値にまで影響を与えるのである。「偽りの特殊性は三段論法の根本的欠陥である」(S. 543)。

直接的推論のうちでは換位のみが特殊を本来の意義に持ち来たとコーヘンは言う。換位によって「全てのSはPである」から「いくつかのPはSである」が推論される。コーヘンは「いくつかの」を棄却すべきものと考え、換位をも単にSとPの転換ではなく、それらの関係の転換として捉えている。「全ての学生は人間である」から「いくつかの人間は学生である」を導く推論が例としてあげられている。「いくらかの」は「どれ位多く」*more or less*を意味するのではない。この推論法の価値は普遍的判断から特殊的判断が生じることであるとと言われる。「いくらかの」は量ではなく人間という概念に更に付加された内包を有する概念によって規定される、人間という概念に下属する概念を示す。この概念は人間という普遍に対して特殊的概念なのである。しかし推論に於いては特殊は非普遍という意味しか持たないのであって、推理式に到つて初めて特殊は価値を持つ。そこで、推理式、三段論法の中で特殊が考察される。

既に言及したように、特殊は三段論法に於いては媒概念である。三段論法は判断の最も内密なる組み合わせによって必然性を生産する。これは媒概念即ち特殊が個別と普遍の調停として働くことによるものである。例を用いれば「全ての人間は可死的である」「カーユスは人間である」「故にカーユスは可死的である」に於いて媒概念「人間」が大前提の普遍である可死性と小前提の個別であるカーユスを結びつける。人間の概念が個別と普遍を結びつけ得る特殊であると言うのである(S. 58)。しかし、この特殊はどこから得られるのか。換位は確かに特殊的判断を導くが、換位によつては非普遍という、量的には規定されない範疇が示唆されるに留まつている。特殊は個別との関係を明らかにされなければならない。しかし推論に於いては個別は顧慮されず、推論式に於いてそれが明らかにされるのである。小前提が個別を、そして媒概念を取り入れる。媒概念として特殊は、個別の孤立化を廃棄する。特殊性によらずには個別は個別であることをやめられず、普遍的事例になり得ないのである。例文に於いて、カーユスが可死的であるということが問題として呈示される。この問題に於ける相対立する二つの概念、カーユスという個別と可死性という普遍を調停するために発見されるのが特殊な

のである。個別に特殊が結びつき、次に特殊が普遍に結びつき、結論として提題は証明される。特殊が個別と普遍の双方に結びつくことによって、個別と普遍は連関せしめられるのである。以上はコーヘンの論理の概略であるが、公理から導出された定理の証明となつてることがわかる。

6 演繹推理と帰納推理

しかしコーヘンによれば、定言的三段論法はまだ本来の推理ではない。本来の推理を遂行するのは仮言的三段論法と選言的三段論法であつて、定言的三段論法はその根底となる。仮定言的三段論法は演繹の推理、選言的三段論法は帰納の推理として認識されると言われている。初めに演繹推理についてコーヘンが与えている意味について略記しておきたい。

仮言的三段論法は、仮説としての公理の意を十分に汲む事のできるものであろう。仮言的三段論法は数学的証明に親和性を示している。ユークリッドによつて仮言的三段論法の証明としての幾何学的証明の論理学的性格が認められている。幾何学的証明に於ける手順の一つである作図をコーヘンは仮言的装置として捉える。作図に於いて引かれる線は証明に対して補助を与えるので補助線と呼ばれる。この補助は新しい制約を課すが、これは与えられた制約と要求された制約との合一に導く。それ故に作図 *Konstruktion* は寧ろ分析的方法による解答の再構造 *Rekonstruktion* である。しかし作図は仮言的大前提の指導の下で、或る与えられた場合に於ける定義を直観的にするだけであつて、証明をするのではない。証明をするのは推理式である。作図や直観は演繹の特性を損なう。数学が演繹の学であるのは、仮言的推理に基づいているからである。仮言的推理は諸命題の連鎖である。そこに於いて新しい大前提と小前提が表われ、個別も新しい特殊性に関連することによつて推理に関わる。数学的証明の中でも全ての個別はそれが特殊性に編入される限りで組み込まれて行く。し

かし全ては公理に懸っており、数学から演繹の価値を奪うことは公理を無価値にすることである。それにもかかわらず、数学的自然科学が中心となって来ると演繹が軽視され、そこから逆に、数学と自然科学の連関から推量して数学的証明に於ける演繹をも論駁しようとした人々が存在したのである。コーヘンは仮言的三段論法を以上のように数学的証明との関わりに於いて特性を記述してゐる。(SS. 567-573)

数学的自然科学は数学に従属せしめられる。それ故、数学的自然科学に於いても演繹は支配している。しかしそこでは特殊性よりは個別に関心が向けられる。「個別は個体として、個体それ自身に対して一つの普遍である。それは生物学的探究の普遍的事例であり、それにとどまる」(S. 513)。ここで生物学的探究といわれていることは力学的なものとは異なる方法による探究、有機体である個体を対象とする方法である。即ち自然科学が探究される時には有機体の特性を顧慮した方法が要求されるのである。「帰納は有機体の問題を表現する方法である」(S. 375)。数学及び数学的自然科学に於いても、言わば「生物学的個性を意味する概念」(S. 375-376)は新しい問題を報告するもの、例外として現われていた。生物学的探究は個別を探究するもの、個別の法則としての定理を導出する。そこで「如何にして生物学的概念の数学的自然科学的法則概念からの区別が証明法に於いて保たれ成就せられるかという問いが発生する。この疑問に対しては、帰納の三段論法としての選言的三段論法が答をなすのである」(S. 574)。この点について述べる前に帰納推理についてのコーヘンの見解の概略を明らかにしておきたい。

帰納は、演繹が主として演繹推理として考えられるのに対して、厳密には帰納推理としては考えられないと言われる時の帰納は、「初歩的な言わば教育学的な意義に於ける帰納」(S. 574)である。「この帰納を放棄して専ら帰納の推論としては採用するならば、演繹と帰納に関する不愉快なる論争は一挙にして除かれるであろう」(S. 574)とコーヘンは述べている。それ故に、選言的三段論法に於いてどのような形で帰納が行なわれているのかが問われるべきであろう。

一般に帰納推理の形式として示されているものを初めに示す(5)。

$M_1 M_2 M_3 \dots$ は P である (大前提)

$M_1 M_2 M_3 \dots$ は S である (小前提)

故に全ての S は P である (結論)

この形式は、定言的三段論法第三格の形式によって書き換えられて説明されることもある。

M は P である (大前提)

M は S である (小前提)

故に S は P である (結論)

ここから、S は周延されていないにもかかわらず結論が特称ではなく、小概念不当周延の虚偽に陥っていることがわかる。然し、帰納推理に関しては「帰納的飛躍」によってそれは説明されると考える論理学者が多い。これは「自然の斉一性」を前提とする。また、枚挙が完全か不完全かということも論議されるが、しかし完全枚挙の場合には帰納推理は行なわれていない。帰納推理の結論は蓋然的なものであるというのが、通常の見解であることは既に述べた如くである。また、帰納推理と演繹推理を同一コースを往復する反対運動などではなく、相互に全く異質の思考法であるから、一方を他方へ還元することは許されない。従つて帰納推理を定言的三段論法の第三格に還元しようとする従来の試みは誤りであると述べた論者もいる(6)。その当否はここでは扱わない。コーヘンは帰納をも一種の演繹と見做すと言っている。これも上述の試みの一種と思われるかもしれない。ところが、コーヘンは帰納推理を選言的三段論法として認識しようとするのである。これが上述の試みとどのように異なるかということ、コーヘンの意図を正確に理解することによって明らかになるであろう(7)。

選言的三段論法の一般的説明から開始したい。その形式は次のものである。

S は P_1 か P_2 である (大前提)

S は P_1 である (P_2 でない) (小前提)

故に S は P_2 でない (P_1 である) (結論)

選言肢に関しての条件を満たしていない場合には、不完全選言の虚偽に陥る。その条件とは大前提の選言肢は、主語概念の全ての場合を尽くしていなければならない、また選言肢は外延的に矛盾し、互いに排斥し合うものでなければならず、というものである。小前提に於いて、選言肢の一方を肯定すれば他方は結論で否定され、一方を否定すれば他方は肯定される。

次に大前提として置かれる選言的判断の特質をコーヘンに従って記すことにする。選言的判断に特有の構造は *entweder* - *oder* の形である。*entweder* A *oder* B が意味するのは、A か B のどちらからであってそれ以外ではないということである。A と B は、一方が肯定されれば他方は否定されるという相互制約の体系に於いて結び付けられる。このように A と B を制約し分枝する体系が選言の内容と価値である。更に *entweder* A, *oder* B, *oder* C, *oder* D となると *oder* の意味は一層強制的になり、無限系列へと要素が多くなればなる程強制的となる。コーヘンはまた、選言的判断には排中の原理が通常は配分されると言う。排中の原理は、もしも排斥せられるべき第三者が矛盾としてであるなら、それは矛盾の原理が行なうのであるから、不要である筈なのだが、そうではなく排中の原理は別の権限を有するのである。即ちある概念や対象が妄想であるかも知れないということを、選言は第三者として排除する。

これを要約すれば、選言的判断では選言肢の一方が必然的に肯定されるのであり、どちらも肯定されないということは

ない、これはAは非Aではないということと似てはいるが、この矛盾の原理より積極的な意味を持つということになるであらう。

選言的三段論法に戻る。選言的大前提のPとしての選言肢はどのような性質のものなのであろうか。選言肢が不完全である場合には虚偽の結論が生じるのであるから、考えられる全ての場合がPに集められなければならない。コーヘンはここに生物学の種の問題を関与させている。種は類に下属するものとして類の全てを網羅している。ダーウインの反対者達は、全ての種が集められようとも種と種の間には中間種、過渡的形式が考えられるということに捉われ過ぎ、種概念は理念であるということを理解しないとコーヘンは述べている。この理念としての種は相互に制約し合うことによって選言肢としてのPの普遍性を示す。しかし全ての場合を尽くすことは可能であらうか。どの概念にも帰属しない変種が必ず取り残される。そこで根源の判断に於いてもその有用性を示した無限判断が有効となる。例えばAという内容に対しては非Aが対応する。それ故に、選言肢が二種類であっても全ての場合を尽くすことができる。「あるものが排除するものを他のものは包含する。それ故にその二分性Zweischneidigkeitに於ける選言が概念の方法論であることは明瞭である」(S. 576)とコーヘン自身も述べている。それで排中の原理に従って、いずれかが選択されるのである。寧ろ、特定の個別について、ある内容が肯定されるか否かということ、即ちそこで淘汰Selektionが行なわれるということが重要なのである。従って選言的大前提の選言肢は、個別が或る種概念に帰属するかどうかということに関わるのである。

コーヘンは、選言的大前提はそれ自身の裡に普遍性を含んでいない、それは定言的大前提に含まれているだけであると述べている。選言肢の相互制約のみの場合は、排中の原理に基く純粹認識の必然性である。選言肢は定言的大前提のPの普遍性に依存することによって、Pの概念の一分種となった概念として単に形式的なだけではない必然性を付与されている。この必然性を前提として初めて、相互制約も推理に於いて意味を持ち得るのである。

定言的三段論法の結論は、更に続く証明に於いて公理的な役割を果たし、ここから導出された定理を証明するための仮説となる。このように三段論法が連鎖して行く中で、小前提に現われる個別を正当に選出する行程に関わるのが選言的三段論法であろう。従って、小前提に導入された個別は媒概念が示す種に属することを検証されてしまっていると言つて可い。選言的三段論法はある公理から発する一箇の連鎖的な推理の中に組み込まれるべき個別を淘汰する機関である。媒概念に不適応の個別は排除され、適者のみが選択されるのである。この推理体系が必然性を保持し得るのは、この理由にもよっている。選択されなかつた個別は、少なくとも当該の体系に於いては、そこで要求される普遍性を示しておらず、仮設の証明の為には不適のものと思倣されたのである。この体系は、世界に新しく個別が生じることがなくならない限りは、どこまでも連鎖を増大し続けるであろう⁽⁸⁾。

ここまで考察を進めると、一体どこが帰納としての作用を示しているのかと疑問に思われるかもしれない。媒概念に帰属すべき個別の取捨選択の中に、帰納推理が行なわれていると考えるべきではないだろうか。これは抽象作用とは逆の具体化作用である。コーヘンの言葉によれば「現実化」*verwirklicht* (S. 578)するのである。これがコーヘンの主張する帰納推理であり、ここに帰納の三段論法の可生産性が示されるのである。一般に帰納と考えられているのと全く反対の方向に帰納推理は作用しているという解釈を呈示したい。

コーヘンは、帰納推理の積極的な生産的な側面を発見している。帰納と演繹の間の不毛な争いは、この方向で解決が試みられる。これが十分な成功を収めているかどうかについては、改めて検討されるべきであろう⁽⁹⁾。

7 結論

コーヘンは必然性を思惟の発端に関わるものと思惟の過程に関わるものに分類している。三段論法にはこの両者がそれぞれの方法で関与している。前者は因果性として純粹認識の必然性である。これは演繹と区別されるが、三段論法の必然性には純粹認識も関わっている。三段論法は定言的三段論法、假言的三段論法、選言的三段論法である。その中で選言的三段論法には純粹認識の必然性が選言肢を選択する段階で関わる。選択されたものは定言的小前提で導入される個別である。選言肢として呈示されるものはその必然性を定言的大前提の必然性に依存している。そして假言的三段論法は、推理過程全体を仮定的なものにすることによって、定言的三段論法が意図しているところの公理からの定理の導出の証明を、仮説としての公理からの一連の推理の連鎖をその基底にある公理というものの特性に結びつけることによって行なう。同時に種々の定理の証明によって最初の公理の必然性を保証するのである。

選言的三段論法、假言的三段論法は定言的三段論法を支えるものである。他方、定言的三段論法は前二者の根底となっている。これら三種類の三段論法の相互の依存によって、所謂三段論法が成立している。定言的三段論法は、諸判断の最も内密な結合として演繹を行なう。ここでの必然性が単なる因果性ではないことは明瞭であろう。三種類の三段論法に於いて現出する必然性が、三段論法の必然性を支えている。三段論法の表面的に形式的な面は克服されているのではないだろうか。

帰納と必然性の関係はあるいは副次的なものであるかもしれない。選言的三段論法に作用する帰納の必然性は、帰納自体の必然性ではなく、演繹に依存するものであり、また純粹認識としての必然性である場合もある。コーヘン自身も帰納に必然性を付与しようとしてはいない。それを演繹の一種と見做すと言っているが、寧ろ帰納を純粹認識に還元しているのではないだろうか。

- (1) Cohen, Hermann, *Logik der reinen Erkenntnis*, Werke, Bd. 6, Georg Olms Verlag, 1977. 日本語訳は村上寛逸訳『純粹認識の論理学』第一書房, 1932年。引用に際しては明らかな誤訳は訂正し、極端な文語調、旧仮名使いは現代文、新仮名使いに改めて使用した。
- (2) コーヘンは推論(*Folgerung*)と推理(*Schluss*)を区別する。前者は直接推理、後者は間接推理とも呼ばれる。
- (3) 「普遍への導入」は「普遍への包括」とは異なる。
- (4) コーヘンは『微分法の原理とその歴史』(1883年)『*Das Prinzip der Infinitesimal - Methode und seine Geschichte*』(Werke, Bd. 5.)の中で「直観は学問的方法の省略である」(S.3)と述べている。この著作では、論理学と認識論の失なわれた基礎付けを探究する試みがなされている。それは、無限小の概念によって遂行される。この概念は非直観的なものであり、それを用いることによって、感覚的な刺激を数量化する際に、延長を有する直観的な量が非延長的で内包的な量へと変換される。刺激の量と感覚の大きさは比例するのではなく、ある一定の量に達した時に感覚は生じ、また量の増大もある程度に達すると感覚自体の質の変化をひき起こす、とコーヘンは述べる(S.S. 155-156 u.s.w.)。感覚の生起は公理の成立でもある。感覚に与えられる刺激の量は、その都度、思维的なものへ作り変えられている。そして一定量に達すると公理として認識され得るものになる。ここでは、コーヘンは公理を証明しているのではなく、その成立を直観という表現に依存せずに、思维的操作可能な方法で説明しようとしたのである。後に『純粹認識の論理学』では「内包量というものはあり得ない」としてその概念が否定される。この著作に対して多くの書評が寄せられている。Hofzhey, Bd. I, S. 249, Anm. (註の参照) Frege, Russell, Bergmann, Gawronsky 等によるものである。
- コーヘンの試みは決して、心理学的説明を与えるものではない。「近代のスコラ哲学」と呼ばれる現象学に対して、「論理学を心理学から分離せしむる現象学の立場と、論理学をその固有の地盤の上に建設せんとする我々の着手との間に成立する所の差異点」を、コーヘンは主張している。「実際、あの現象学は、もしもそれが徹頭徹尾、心理学であることを欲せず、またそうあつてはならないのであるならば、それが自から宣言している如く、精々、形而上学の第一部門としての本体論であるに過ぎない。この場合重要なことは、その問題の内容がどの程度にまで古い本体論の内容と一致するかということではなくして、ここで論理学の内容に一つの前内容 *Vorinhalt* が要求されるということである。論理学は、それが独立的にならなくてはならない限り、その全概念内容を自分自身で準備し発展せしむべきであるのに、この現象学に於いては明らかに一つの前仕事 *Vorarbeit* が成し遂げられて、それが論理学に引き渡されなくてはならない。かくして論理学は、仮令それが論建築として立てられ保存せられるという望みから断たれないとしても、その場合絶えずある特殊な工場から材料をとりよせなくてはならないであろう」(S. 56)と、『純粹認識の論理学』でコーヘンは

述べている。

- (5) 帰納推理に関しては主として次の著書を参照した。村上恭一、『論理学講義』成文堂、1988年。神澤惣一郎、『論理学』前野書店、1967年。Mは媒概念、Sは主概念、Pは賓概念を示す。
- (6) 神澤、上掲書。
- (7) 帰納の三段論法として選言的三段論法を選出するのはコーヘンのみの独創ではない。コーヘンによれば、フリース(Jakob Friedrich Fries, 1773-1843)が先駆者。
- (8) 個別は個体ではない。概念、理念を実際に個々の事例に照らしみて、その中で生じる差異を説明する理論であって、個別的理論が淘汰されるのである。いわば必然性検証装置を内蔵した推理体系が自己増殖を繰り返すのである。
- (9) Natorp, Paul., „Zu Cohens Logik“, hsg. von Helmut Holzhey, *Cohen und Natorp*, Bd. 2, Schwabe & Co. Ag Verlag, 1986, S.S.71-76. ナトルプ(1857-1924)は、コーヘンの帰納と演繹に関する議論に関連して、上記論文中で自説を展開している。しかしその説は、帰納は定言的大前提を探索するためのものであるという、コーヘンによって拒絶された説に依拠したものである。ここには、コーヘンとナトルプの間の秘かな対立が窺われる。詳細はナトルプの当該論文を参照されたい。